林地残材有効利用支援制度について

■制度の目的

間伐した伐採木は、「搬出経費がかかる」、「搬出手段がない」などの理由で、利用可能であるにもかかわらず林内に放置されたままとなっているケースが多くあります。

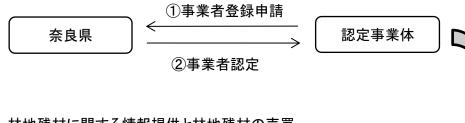
奈良県では、県産材の有効利用を進めるため、この「林地残材」を"売りたい森林所有者"と、"買いたい事業者"をマッチングする「林地残材有効利用支援制度」を創設し、山にお金が還ると同時に木材産業が活性化する取り組みについて支援します。

■制度の仕組み

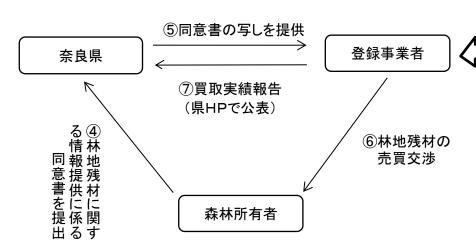
1. 事業者登録

(林地残材買取事業者登録要領)

- (1)、② 林地残材の買取を希望する事業者の登録を行います。
- ③ 認定を受けた事業者は、「登録事業者」として県に登録されます。(県HPで公表)



- 2. 林地残材に関する情報提供と林地残材の売買
 - (林地残材に関する情報提供等事務取扱要領)
 - ④ 森林所有者は、「林地残材に関する情報提供に係る同意書」を県に提出
 - ⑤ 県は、登録事業者に同意書(④で提出されたもの)の写しを提供
- ⑥ 登録事業者から森林所有者に連絡し、林地残材の売買交渉
- (7) 登録事業者は、買取実績を県に報告(県HPで公表)



◆林地残材有効利用支援制度に関するお問い合わせは 奈良県水循環・森林・景観環境部森林資源生産課 安定供給推進係 TEL:0742-27-7471 FAX:0742-22-1228 〒630-8501 奈良市登大路町30 分庁舎5階 ③県に登録(県HPで公表)